

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ／国保年金課後期高齢者医療担当（内線2662・2663）

## ■新しい被保険者証を送付します

被保険者証の一斉更新に伴い、新しい被保険者証を送付しましたので、記載事項を確認してください。

一部負担金（窓口負担）の割合は、平成31（令和元）年度（平成30年中）の住民税課税所得等を基に判定しています。負担割合の判定基準については下記の表1のとおりです。なお、7月中に被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。

## ■有効期限の切れた被保険者証等について

有効期限の切れた被保険者証等は、国保年金課・両支所福祉グループまで返却又はご自身で断裁するなどの処分をしてください。

## ■窓口での自己負担額の減額認定制度について

窓口負担が1割の方のうち、表1の低所得者Ⅰ・Ⅱの方には、申請により医療機関等受診時の自己負担額及び入院時の食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

また、窓口負担が3割の方のうち、表1の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方には、申請により医療機関等での自己負担額が減額される「後期高齢者医療限度額適用認定書」を交付します。

受診の際は、被保険者証とあわせて提示してください。

## ■保険料率について

2年ごとに保険料率の見直しを行います。平成31（令和元）年度の保険料率は次のとおりです。

○均等割額＝41,700円 ○所得割額＝7.86%

## ■保険料の納付について

納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）の2種類があります。平成30年中の所得を基に算定した保険料の決定通知書及び特別徴収・口座振替でない方には納付書を送付しますので、個人ごとにお支払いください。

### ◎年金天引きのみの場合

10月より本徴収が開始されます。4月以降に年金天引きが行われている方は、8月までが仮徴収となり、今回計算された保険料から仮徴収額を引いた金額が本徴収の金額となります。

### ◎納付書払い又は口座振替の場合

7月31日（第1期）からの納付となります。期限内に金融機関等での納付又は引落し口座への入金をお願いします。

その他／平成30年度中に保険料の軽減や変更等により年金天引きが中止された方も、年金天引きが再開される場合があります

## ■口座振替をお勧めします

普通徴収（納付書払い）の方は口座振替が便利です。また、年金天引きの方は、申請により口座振替へ変更することができます。

手続き方法／通帳など口座番号のわかるものと通帳印を持参し、国保年金課・両支所福祉グループ。年金天引き中止の手続きは、金融機関では行えません。国民健康保険税を口座振替していた方も、改めて申請が必要です

《表1》

区分	窓口負担	平成31(令和元)年度(平成30年中)の住民税課税所得	
現役並み所得者Ⅲ	3割	690万円以上	現役並み所得者であっても、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者の収入合計額が下記【表2】の額に満たない場合は、申請により窓口負担が1割になります
現役並み所得者Ⅱ		380万円以上	
現役並み所得者Ⅰ		145万円以上	
一般	1割	145万円未満	
低所得者Ⅱ		同一世帯の全員が住民税非課税	
低所得者Ⅰ		低所得者Ⅱの該当者で、同一世帯の全員の所得が0円（公的年金収入は80万円以下）	

《表2》

世帯状況	平成30年中の収入額
後期高齢者医療被保険者が1人の世帯	被保険者の収入が383万円未満
後期高齢者医療被保険者が2人以上の世帯	被保険者の収入の合計が520万円未満
被保険者が1人で同じ世帯に70～74歳の方がいる世帯	被保険者1人の収入が383万円以上で被保険者と70～74歳の人の収入の合計が520万円未満

